

第 12 章 法第 44・45 条関係

(一般承継人)

第 90 条 法第 44 条に規定する「その他の一般承継人」は、次に掲げるものをいう。

- (1) 合併後存続する法人（吸収合併の場合）
- (2) 合併により新たに設立された法人（新設合併の場合）
- (3) 会社分割により開発事業を引き継いだ法人

(許可に基づく地位)

第 90 条の 2 法第 44 条及び第 45 条に規定する「許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、例えば次に掲げるものをいう。

- (1) 適法に開発行為を行うことができる権能
- (2) 法第 43 条第 1 項の許可を要する建築行為又は用途の変更を行うことができる権能（法第 45 条に規定する「地位」には含まれない。）
- (3) 公共施設の管理者との同意、協議によって定められている公共施設の設置、変更の権能
- (4) 土地所有者等との工事につき同意を得ているという地位
- (5) 工事完了の届出義務、工事廃止の届出義務

(特定承継承認)

第 90 条の 3 法第 45 条に規定する「承認」は、次のいずれにも該当する場合に行う。

- (1) 承継人及び被承継人双方の間で開発行為を施行する権原を移転したことについて、当該事実が書面により客観的に確認できること。
- (2) 承継人及び工事施行者について、それぞれ法第 33 条第 1 項第 12 号及び同項第 13 号に適合していること。